

# 豊かなコミュニティを持つ 安全・安心なまちづくり

市民  
生活

予測される南海トラフ巨大地震等の災害や事故から生命、財産を守るとともに、地域において生活しやすい環境を形成するため、コミュニティ豊かな安全で安心なまちづくりを進めます。

### 政策

## 1

## 自助、共助が実践される防災力の高いまち（防災）

### 基本方針

地震、風水雪害等の災害による被害を最小限に抑えるため、日頃から建築物等の耐震化や非常用食料等の備蓄、自主防災会による防災訓練の実施等の「自助」「共助」の意識の高揚に努めます。また、施設や資機材、ネットワーク等の整備により、防災力の高いまちを目指します。

### 施策の内容

#### 施策1 防災意識の高揚

##### （1）防災意識の高揚

○防災研修会、出前講座などを開催し、市民及び市職員の意識の高揚を図ります。

##### （2）防災マップの配布

○市内の危険箇所や避難所などを掲載した防災マップを全世帯に配布し、災害に対する知識の共有化を図ります。

#### 施策2 防災体制の充実

##### （1）総合的な防災対策の推進

- 地震、風水雪害、富士山噴火など、様々な災害に対応した地域防災計画の見直しにより、総合的な防災対策に努めます。
- 国、県、他市町村、ライフライン※を管理する関係機関、協定団体、ボランティア組織などとの連携強化を図り、防災体制の充実に努めます。
- 湧水の異常出水対策を素早く実施するため、地下水位を常時観測し、異常出水時の体制移行に備えます。

## (2) 自主防災組織の強化

- 自主防災会による各種防災訓練の実施を促進します。
- 防災倉庫・防災資機材の整備や生活必需品などの備蓄を促進します。

## (3) 災害予防対策の推進

- 地震による火災の発生を防ぐため、市民や事業所などに対し、火災予防指導を推進します。
- 地震による家屋倒壊、家具転倒などによる被災者を一刻も早く救出するため、「わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦\*」の周知を図ります。

### 施策3 防災施設等の整備

#### (1) 消防施設・設備の整備

(「消防」(133 ページ) の項 参照)

#### (2) 防災情報ネットワークの整備

- 緊急通報システム\*や被災者支援システム\*、防災無線などにより、災害発生時の職員動員体制の強化と市民への災害情報の的確・迅速な伝達体制等の整備を図ります。

#### (3) 防災施設・資機材の整備

- 指定避難所の防災倉庫の増設、自主防災会からの要望による可搬ポンプの配備、防災倉庫の設置に努めます。

#### (4) 生活必需品などの確保

- 静岡県第4次地震被害想定 of 被災者数に必要な非常用食料を確保するとともに、トイレ、パーティションなどの備蓄や調達体制の確立に努めます。

### 施策4 建築物の耐震対策の推進

#### (1) 建築物の耐震対策の推進

- 昭和56年以前に建設された建築物の耐震診断や耐震補強を進めます。

#### (2) 被災建築物に対する安全対策の推進

- 余震等による2次災害を防止するため、速やかに危険度判定ができるよう、平常時から関係機関との訓練を通じて連携の強化を図ります。

### 施策5 国民保護法に基づく体制の整備

#### (1) 国民保護法に基づく体制整備

- 武力攻撃等から市民を守るため、国民保護計画に基づき、必要な啓発、訓練、避難体制の整備を行います。

## みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
防災訓練に参加する人の割合を増やします。	38.3% →	<b>41.2%</b>	45.0%
非常用食料の備蓄数を増やします。	15 万食 →	<b>51 万食</b>	51 万食
木造住宅の耐震補強工事を進めます。(実施率)	4.9% →	<b>7.7%</b>	10.1%

## 主要な事業

事業名	事業内容
防災用施設・資機材等整備事業	非常用食料の購入ほか
TOUKAI-0 事業	建築物の耐震診断、耐震補強工事、ブロック塀改修など



- ※ **ライフライン** ▶ 市民生活の基盤となる生命線。電気、ガス、上下水道、電話、交通、通信などの生活に必要なインフラ設備のこと。
- ※ **わが家は大丈夫！黄色いハンカチ作戦** ▶ 災害時に「わが家は大丈夫」だから「他の人を助けてほしい」という目印として、道路から見える場所に黄色いハンカチを掲げ、安否確認を短時間で容易に行うもの。
- ※ **緊急通報システム** ▶ 災害発生時等に、職員等の携帯電話などに一斉通報を行い、災害時の初動体制を迅速に整備するためのシステムのこと。
- ※ **被災者支援システム** ▶ 災害発生時に自治体が担う復旧・復興業務を支援するための様々な機能が搭載されたシステムのこと。



政策  
2

## 災害に迅速に対応する体制が充実したまち (消防)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

## 基本方針

市民の生命、身体及び財産を守るため、災害や事故の多様化及び大規模化、住民ニーズの多様化や高齢人口の増加等、環境の変化への確に対応する体制を充実します。また、消防団も含めた消防体制を強化するとともに、救急体制や火災予防体制の充実も図ります。

## 施策の内容

## 施策1 消防体制の強化

## (1) 消防体制基盤の充実

- 分署出動隊の専任化を目指し、消防力の強化を図ります。
- 職員の資質向上を図るため、各種研修に参加するとともに、資格取得を促進します。

## (2) 消防施設・設備の整備

- 更新計画に基づき、消防車両の更新に取り組みます。
- 災害の多様化に対応できる救急・救助資器材等の整備を図ります。
- 消防水利整備計画に基づき、耐震性防火水槽や消火栓の整備を図ります。

## (3) 住民サービスの維持向上

- 救急需要の増大や災害の多様化、大規模化に対応できるよう、共同運用している通信指令業務の連携強化を図るとともに、広域的な対応も含め協議・研究に取り組みます。

## 施策2 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

## (1) 消防団の活性化

- 消防団員が活動しやすい環境を整え、入団を促進します。

## (2) 団員の資質の向上

- 消防学校での教育訓練に積極的に参加します。
- 救命講習のほか各種講習会等に参加し、知識・技術の習得を促進します。

## (3) 消防団施設・設備の整備

- 老朽化している消防団詰所の整備を進めます。
- 更新計画に基づき、消防車などの更新に取り組みます。
- 安全確保対策や救助用器具・情報通信機器等の充実・強化を図ります。

### 施策3 火災予防の推進

#### (1) 防火対象物等の防火・防災安全対策への取組

- 防火対象物への立入検査の実施により、消防用設備、収容人員、防火管理体制、危険物施設等の適正な維持・管理の指導強化を図ります。
- 講習会の開催により防火管理者を育成し、適切な取扱管理の指導強化を図ります。

#### (2) 住宅用火災警報器の設置率の向上

- 住宅用火災警報器の設置の普及を図るとともに、取扱方法や交換時期等についての広報を実施します。

#### (3) 防火協力団体の育成強化

- 広報や各種イベントの開催を通じて防火意識の高揚を図り、各防火協力団体の育成と充実を図ります。

### 施策4 救急・救助体制の整備

#### (1) 救急体制の充実

- 医療機関との連携を強化し、メディカルコントロール体制※を推進します。
- 救急隊員の技術向上と救急救命士の養成を図り、より高度な救急活動を推進します。

#### (2) 救助体制の充実

- 救助技術の高度化や特殊災害に対応できるよう、隊員の育成を図ります。
- あらゆる災害に対応できるよう、救助資器材の整備を図ります。

### みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
耐震性防火水槽を整備します。	660 基 →	<b>700 基</b>	740 基
消防団員数を確保します。(充足率)	89.8% →	<b>100%</b>	100%
救急救命士を増やします。	21 人 →	<b>31 人</b>	41 人

主要な事業

事業名	事業内容
消防団詰所整備事業	消防団詰所の建替え
消防車両等更新事業	消防車両等の更新
消防団救助活動用資器材整備事業	消防団への救助活動用資器材の強化充実
耐震性防火水槽設置事業	耐震性防火水槽の設置



西消防署北分署整備イメージ図



※ メディカル  
コントロール体制

- ▶ 消防機関と医療機関との連携によって、(1) 救急隊が現場からいつでも迅速に医師に指示・指導・助言が要請できる。(2) 実施した救急活動の医学的判断、処置の適切性について医師による事後検証を行い、その結果を再教育に活用する。(3) 救急救命士の資格取得後の再教育として、医療機関において定期的に病院実習を行う。という体制のこと。

## 基本方針

誰もが安全で安心して暮らせるよう、警察等の関係機関との協力関係を密にするとともに、市民協働により、多様化する犯罪を地域が一体となって防止する体制の強化を図ります。また、配偶者等からの暴力を容認しない地域づくりを推進するとともに、被害者が安心して相談できる体制を確保します。

## 施策の内容

### 施策1 防犯体制の強化

#### (1) 防犯活動の充実

- 地域における自主防犯組織の立ち上げ支援や持続的な活動をサポートします。
- 警察、防犯協会、防犯活動団体、市それぞれの団体が事業の推進を図るとともに連携を強化し、市民一丸となった防犯連絡協力体制を強化します。

#### (2) 防犯施設の整備

- 夜間における歩行者などの安全確保のため、防犯灯の適正な配置と地域住民と連携した維持・管理に努めます。また、省エネルギーの推進と管理の効率化のため、LED灯などへの切替えや新設を促進します。
- 公共施設における犯罪を未然に防ぐため、防犯カメラの設置を推進します。

### 施策2 暴力団追放運動の推進

#### (1) 暴力団追放運動の推進

- 暴力団からの被害を未然に防止するため、「暴力団追放三<sup>プラスワン</sup>ない運動+1※」を実践するとともに、警察や暴力追放運動推進センターとの連絡を密にし、暴力団からの被害を防ぎます。

### 施策3 青少年非行の未然防止

#### (1) 非行防止指導の強化

(「青少年健全育成」(108ページ)の項 参照)

### 施策4 配偶者からの暴力のない地域づくりの推進

#### (1) DV※防止の広報・啓発

- 広報紙、ホームページ、パンフレットなどによりDVの防止と早期通報を呼びかけるとともに、DV相談窓口の周知と対応の充実に努めます。

○市民向けのDV防止講座、若い世代を対象にしたデートDV防止講座などを実施し、「DVを許さない見逃さない地域づくり」に努めます。

## (2) DV被害者の支援体制の充実

- 専任の女性相談員を中心に、DV被害者の立場と意思を尊重した相談支援を実施します。
- DV被害者の保護及び生活再建に向けて、関係機関と連携した切れ目のない支援を実施します。

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

### みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成26年度)	目標値 (平成32年度)	参考値 (平成37年度)
防犯パトロール実施者を増やします。	155人 →	180人	195人
市内における刑法犯認知件数を減らします。	843件 →	680件	600件

### 主要な事業

事業名	事業内容
防犯灯管理整備事業	自治会が管理する防犯灯のLED化



- ※ 暴力団追放三不運動+1
  - ※ DV
- ▶ 「暴力団を利用しない」「暴力団を恐れない」「暴力団に金を出さない」の3つのスローガンに「暴力団と交際しない」を加えた暴力団追放運動のこと。
- ▶ 「Domestic Violence (家庭内暴力)」の略。配偶者や恋人、親子など親しい関係の人から加えられる暴力のこと。

## 基本方針

交通安全運動等を通して、交通安全意識を高めるとともに、交通指導の強化や交通安全施設の整備に努めます。また、道路施設のユニバーサルデザイン化や放置自転車を排除することによって、市民が安全に安心して利用できる道路環境を整備します。

## 施策の内容

### 施策1 交通安全意識の高揚

#### (1) 交通安全教育の強化

○意識の高揚を図るため、関係団体等と連携し、世代に応じた交通安全教育を強化します。

#### (2) 交通安全活動の充実

○自治会、関係団体、警察などと協力し、交通安全運動を推進します。

○構成員を対象とした研修会を通じて、交通安全協力団体の育成と活動の充実を図ります。

### 施策2 交通安全施設の整備

#### (1) 交通安全施設の整備

(「生活道路」(122 ページ) の項 参照)

#### (2) 道路環境の整備

(「生活道路」(122 ページ) の項 参照)

### 施策3 交通秩序の維持

#### (1) 交通指導・交通規制の強化

○道路交通の円滑化や安全性の確保を図るため、地域の実情に即した交通規制を関係機関に要請します。

○交通指導員や警察等と連携し、交通秩序の維持に努めます。

○道路通行者の安全と良好な生活環境を確保するため、自転車の放置を防止します。

## 施策4 交通事故対策の充実

### (1) 救急体制の充実

〔消防〕(134 ページ) の項 参照)

### (2) 救済体制の強化

○交通事故相談を充実するとともに、交通遺児に対する援護の充実に努めます。

### みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
交通事故を減らします。	1,128 件 →	1,050 件	—

### 主要な事業

事業名	事業内容
交通安全指導事業	登校時における交通安全街頭指導ほか



## 基本方針

民間のバス路線を交通体系の軸とし、宮バスによる都市交通の利便性向上と、宮タクによる地域の生活交通を確保することで、誰もが利用できる公共交通体系の維持整備に努めます。

## 施策の内容

### 施策1 公共交通の充実

#### (1) 公共交通機関・施設の充実

- 民間のバス路線の維持及び宮バス・宮タクを運行することにより、市民の利便性を考慮した交通体系の整備に努めます。
- 市内を運行する各公共交通機関と連携・調整を行い、広域的な移動が円滑となるよう努めます。
- 利用者への各種案内や車両及び交通関連施設のユニバーサルデザイン化を推進するため、関係機関と調整を図ります。

### 施策2 公共交通の利用促進

#### (1) 地域公共交通サポート事業の推進

- 公共交通事業を市民がサポートする仕組みや体制を推進するとともに、効果的な周知を図ります。

#### (2) 公共交通の啓発事業の推進

- 市民が公共交通への関心を深め、その必要性を認識してもらえよう、生活の中に公共交通を取り込んでいく機会を提供します。
- 公共交通の積極的な活用を促すため、利用方法などの情報の周知に努めます。

**みんなで目指す目標値**

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
宮バス・宮タクの利用を促進します。	宮バス 5.92 人 / 1 便 →	宮バス 7.00 人 / 1 便	—
	宮タク 1.92 人 / 1 便 →	宮タク 2.00 人 / 1 便	—

**主要な事業**

事業名	事業内容
生活交通確保対策事業	宮バス・宮タクの運行及び民間バス路線を維持するための助成など



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

## 基本方針

富士山の豊かな自然や景観のもと、潤いと安らぎを感じながら健やかに暮らすことができるよう、時代の変化に対応した住宅政策を推進するとともに、各種制度等を活用して、魅力あふれる居住環境の形成を図ります。

## 施策の内容

### 施策1 住宅の整備

#### (1) 市営住宅の適切な整備

- 耐用年数の経過により老朽化している市営住宅は、計画的な建替えを進めます。また、耐用年数に達していない市営住宅は、長寿命化を図り、適切な整備に取り組みます。
- 高齢者や障がい者等に配慮した市営住宅の整備を進めます。

#### (2) 民間住宅建設への支援

- 民間住宅の建築に係る相談・助言体制の充実に努めます。

### 施策2 宅地の整備

#### (1) 基盤整備の推進

- 安心して快適な居住環境の創出と災害に強いまちづくりを推進するため、住宅市街地の基盤整備を図ります。

#### (2) 宅地開発の指導・誘導

- 開発許可制度などに基づき、民間の宅地開発について、適切な指導・誘導を図ります。

### 施策3 居住環境の整備

#### (1) 魅力ある居住環境の形成

- 建築協定、緑化協定、地区計画などを活用し、「富士山の庭園都市」にふさわしい潤いとゆとりある良好な居住環境の形成を進めます。

#### (2) 公共施設の整備の促進

- 〔「上下水道」(69 ページ)、「生活道路」(122 ページ)、「公園・緑地・水辺」(128 ページ)の項 参照〕

#### (3) 狭あい道路の整備

- 安全で安心な居住環境の確保と災害に強いまちづくりを推進するため、狭あい道路の整備を図ります。

## 施策4 空家の活用・管理

### (1) 活用できる空家の有効な利用

- 有効活用できる空家の調査を行い、活用できる空家の情報を提供します。
- 活用できる空家を利用した移住・定住の推進を図ります。

### (2) 特定空家等に対する対応

- 「空家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき適切な措置を図ります。

## 施策5 集落拠点地域の形成

### (1) 集落環境の維持向上

- 郊外部における既存中心集落の拠点性向上や、集落環境の整備を進めるとともに、地域の特性を生かした定住推進などを支援します。

## みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
市営住宅の安全性を高めます。 (バリアフリー化率)	28.4% →	<b>61.7%</b>	95.1%

## 主要な事業

事業名	事業内容
市営万野住宅建替事業	市営万野住宅の建替え
市営住宅長寿命化事業	バリアフリー化など



市営万野住宅整備イメージ図

## コミュニティ豊かな地域活動が活発なまち (コミュニティ活動)

### 基本方針

市民のコミュニティ意識の高揚と自治会への加入促進の支援を行います。また、自治会等の地域コミュニティ組織及びその指導者の支援・育成と組織間の連携を推進するとともに、活動の拠点となる集会施設の整備、子どもたちの安全な遊び場としてのコミュニティ広場等の取得に努めます。

### 施策の内容

#### 施策1 地域活動の充実

##### (1) 組織・指導者の育成・支援

- 自治会の区長及び町内会長を対象とした視察や研修の実施による自治会指導者の育成や、自治会間の意見交換などによる情報共有を行い、連携を強化します。
- 自治会で抱える問題等に対する相談体制により、主体的に解決できる自治会づくりを支援します。

##### (2) 活動への支援

- 地域の体育祭や文化祭、防犯活動などへの支援や広報に努め、意識の高揚を図ります。
- 市民によるコミュニティ活動が活発化し、新たな事業を実施する中で、安心して積極的に活動に取り組めるよう、市民活動災害補償制度を実施します。

##### (3) 自治会加入の促進

- 集合住宅着工時に施主に対する自治会への加入を促進します。
- 転入者にチラシを配布し、自治会加入を促進します。
- 富士宮市区長会との協力により、未加入者に対し、共助による地域コミュニティの必要性などを呼び掛け、自治会の加入促進に努めます。

#### 施策2 施設の整備・充実

##### (1) 施設の整備・充実

- コミュニティ活動及び防災拠点となる区民館等の施設整備を図るため、新たな区民館建設用地や子どもの遊び場としての広場用地等の用地取得を支援します。
- 施設整備を図る際に必要となるため、自治会の認可地縁団体への移行を促進します。

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
自治会加入世帯を増やします。	39,635 世帯 →	<b>40,000 世帯</b>	40,200 世帯

主要な事業

事業名	事業内容
地域コミュニティ施設整備事業	地区集会所の建設・修繕やコミュニティ広場等整備の支援



序論

基本構想

前期基本計画

資料編

## 基本方針

消費者被害を未然に防止し、安全で安心な消費生活を営むことができるよう、消費生活センターを拠点に関係部門と連携し、消費者教育と相談体制の充実を図ります。

また、消費に関する知識の普及・啓発とともに情報提供を行い、消費者団体の育成、支援を推進します。

## 施策の内容

## 施策1 消費者教育の推進

## (1) 消費者意識の高揚

○市民団体や高齢者などを対象に出前講座や消費者キャンペーン、市民生活講演会の開催などを通じて、消費者の意識の高揚を図ります。

## (2) 消費者団体の育成・支援

○消費生活の安定及び向上を図る活動をする団体を育成・支援します。

## 施策2 消費者の保護

## (1) 消費生活・市民相談体制の充実

○複雑化・多様化する市民生活問題などに対応するため、消費生活相談員の研修を充実させ、相談体制の強化を図ります。

## (2) 消費生活関連情報の収集・提供

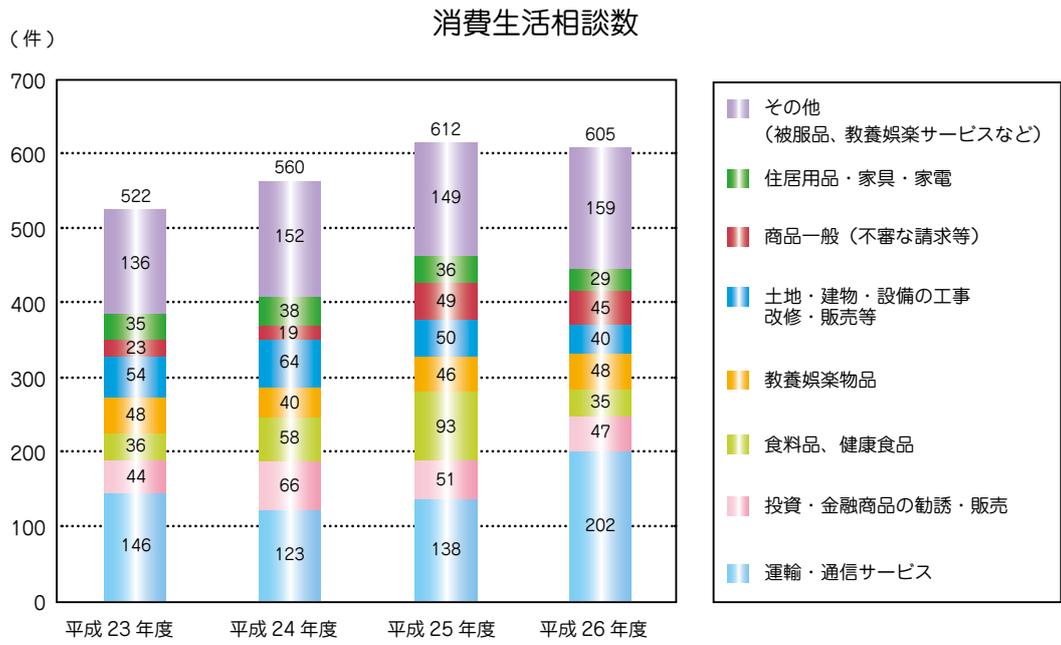
○国民生活センターや県民生活センターからの消費生活関連情報を収集し、相談業務に活用するとともに、消費者に必要な情報を提供します。

## みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
消費者相談の充実を図ります。(相談件数)	605 件 →	625 件	645 件

**主要な事業**

事業名	事業内容
消費者教育推進事業	消費者教育の推進



序論

基本構想

前期基本計画

中期基本計画

後期基本計画

資料編

## 基本方針

国際交流団体を中心として、友好都市との交流の深化や、市民の国際理解への意識高揚を図るとともに、地域の特性を生かし、地域活性化に寄与する国際交流活動の推進に努めます。また、外国人と地域の人たちがともに、安全に安心して暮らせる環境づくりを進めます。

## 施策の内容

### 施策1 国際交流の推進

#### (1) 地域の特性を生かした交流活動

- 世界遺産富士山があるまちとして、世界中から訪れる人を富士宮らしくもてなし、交流する事業を実施します。
- 友好都市との交流事業や市内在住外国人と日本人が交流する事業を実施し、豊かな国際感覚を持つ人材が育つ環境づくりを進めます。

#### (2) 新たな国際交流活動の展開

- 民間団体をはじめとする個人や企業などの多様な主体により、地域の活性化につながる新たな文化交流や経済交流を積極的に推進します。

### 施策2 国際化への対応

#### (1) 外国人と共に暮らせる地域づくり

- 外国人と地域の人が共に暮らしやすい多文化共生の地域づくりを目指し、インターネットなどの様々な方法を活用した情報提供を行います。
- 国際交流団体などの支援を通じて、防災訓練などの地域や行政の活動に、外国人も積極的に参加する地域づくりを進めます。

#### (2) 国際協力の推進

- 国際協力理解のための講座等の開催や研修生の受入れなどを通じて、国際協力を推進します。

#### (3) 観光客における国際化と情報発信機能の強化

(「観光」(83 ページ) の項 参照)

#### (4) 確かな学力が育つ授業の充実

(「義務教育」(105 ページ) の項 参照)

(5) 世界遺産富士山の受入体制の確立

(「文化・芸術」(112 ページ) の項 参照)

(6) シティプロモーションの推進

(「広聴広報」(159 ページ) の項 参照)

序論

基本構想

前期基本計画

資料編

みんなで目指す目標値

成果指標	現状値 (平成 26 年度)	目標値 (平成 32 年度)	参考値 (平成 37 年度)
ホームステイボランティアを増やします。	26 世帯 →	<b>39 世帯</b>	56 世帯
日本語ボランティアを増やします。	24 人 →	<b>39 人</b>	54 人

主要な事業

事業名	事業内容
国際交流事業	新たな文化交流や経済交流の推進

